

《新しい成長戦略シリーズ③》

急がれる経済連携強化

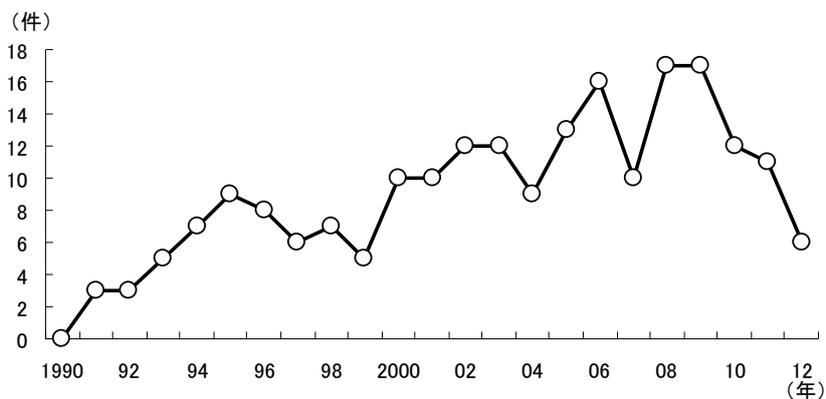
《要 旨》

- F T A 締結が世界的な潮流となるなか、わが国においても諸外国との一段の経済連携強化が求められている。世界的にみても R T A (Regional trade agreements) の発効ペースが加速しており、各国とも国際競争の場で自国企業が不利にならないよう経済連携強化に積極的に取り組んでいる。
- わが国は、既に 13 カ国・地域との経済連携協定を締結しており、アメリカ、韓国、中国と比べて見劣りしない締結数である。しかしながら、F T A 比率は 18.7%にとどまっており、アメリカ、韓国、中国に比べて低い。これは、貿易額の大きい中国、アメリカ、E U との F T A が未締結であるため。一方、韓国では、E U とアメリカとの F T A が発効済みであり、これにより F T A 比率が押し上げられている。もともと、韓国の F T A 締結に向けた取り組みはわが国より遅れていたが、2010 年には E U との F T A の発効などによって F T A 比率がわが国を上回り、さらに 2012 年の米韓 F T A の発効を受けて、その差が拡大している。
- 今般原案が示された政府の「日本再生戦略」では、2020 年までに F T A 比率を 80%程度に引き上げるとの目標が掲げられたが、達成には、中国、アメリカ、E U との F T A 締結が不可欠。しかしながら、わが国は全体として既に相当に自由化が進んでいることから、交渉の際には農産品などセンシティブな品目や非関税分野での見直しを迫られる可能性が高く、目標達成のハードルは高いとみられる。
- わが国の既存の経済連携協定をみると、農産品を中心に高関税品目や例外品目等が多く残されているが、一段の経済連携強化を目指すには、既存の高い関税率や例外品目等を堅持するといった守りの発想を転換し、現在のわが国農業が直面している環境の激変や求められる農業改革を踏まえた柔軟な対応がポイント。経済連携強化を脅威と捉えるのではなく、むしろ、農産品輸出拡大のチャンスと考えるなど、農業の成長力強化に繋げるといった攻めの発想が求められる。
- T P P や日中韓など広域での経済連携では、①グローバルサプライチェーンの選択肢の拡大、②原産地を管理する手間・コストの軽減など、二国間 F T A にはないメリットが期待可能。加えて、経済連携強化を通じて、新興国における知的財産保護や環境保全、労働などに関する制度や取り組み等を、わが国をはじめとする先進国のレベルに合わせるよう積極的に働きかけることも重要。非関税分野における各国の制度等のあり方をわが国のレベルに引き上げることは、新興国における知的財産の適切な利用、環境保全コストや労働コストの適正化など通じて、わが国製品の競争力の向上に資すると考えられる。
- 今後、わが国の国内市場の縮小は不可避であり、海外市場の重要性が一段と増す。二国間や広域での経済連携を積極的に推進することで、わが国企業が海外市場で高い収益を上げられる環境づくりが急がれる。

1. F T A 締結状況

二国間・地域での F T A 締結が世界的な潮流となるなか、わが国においても諸外国との一段の経済連携強化が求められている。全世界での R T A (Regional Trade Agreements) の発効件数の推移をみると、1990年代には年平均 5.3 件であったが、2000~11 年では同 12.4 件と、発効ペースが 2.3 倍に加速しており、W T O での貿易自由化が行きづまるなか、各国とも国際競争の場で自国企業が不利にならないよう経済連携強化に積極的に取り組んでいることが窺える (図表 1)。

(図表 1) R T A 発効件数の推移 (世界)



(注) 2012 年は 6 月まで

(資料) W T O 資料

こうしたなか、わが国では 2002 年 11 月の日シンガポール経済連携協定以降、既に 13 カ国・地域との経済連携協定を締結している。これは、アメリカの 14 カ国・地域、韓国の 10 カ国・地域、中国の 9 カ国・地域と比べて見劣りしない数である (図表 2)。しかしながら、貿易総額に占める F T A 締結国との貿易額 (F T A 比率) は、18.7%にとどまっており、アメリカの 38.3%、韓国の 35.2%、中国の 19.4%に比べて低い。この背景として、貿易額の大きい中国、アメリカ、E U との F T A が未締結であることが指摘できる (わが国の貿易総額に占める割合 (2011 年) は、中国 23%、アメリカ 12%、E U 10%である)。

(図表 2) F T A の現状 (日米韓中)

	日本	アメリカ	韓国	中国
FTA の数	13	14	10	9
FTA 比率	18.7%	38.3%	35.2%	19.4%

(資料) 外務省資料 (平成 24 年 3 月)

これに対して韓国では、E U とアメリカとの F T A が既に発効しており、これによって、F T A 比率が大きく押し上げられている。わが国と同様に韓国も、貿易額に占める E U とアメリカの割合は高く、E U、アメリカともに 10%程度 (2010 年) となっている。もともと、韓国の F T A 締結に向けた取り組みはわが国より遅れていたが、2010 年には E U との

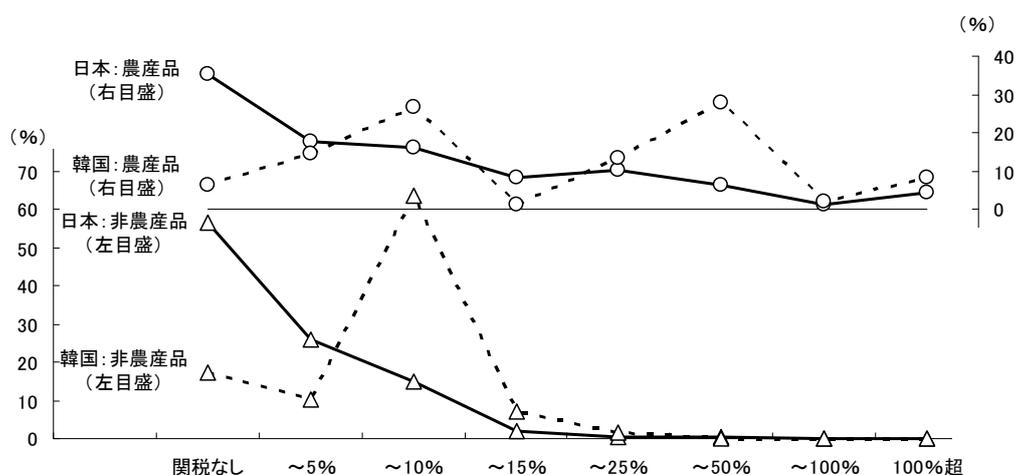
F T Aの発効などによってF T A比率がわが国を上回り、さらに 2012 年の米韓F T Aの発効を受けて、その差が拡大している。

2. 経済連携強化に向けたポイント

こうしたなか、今般原案が示された政府の「日本再生戦略」では、2020 年までにF T A比率を 80%程度に引き上げるとの目標が掲げられている。国別の貿易額を踏まえると、この目標を達成するには、中国、アメリカ、E UとのF T A締結が不可欠といえよう。しかしながら、わが国の場合、既に先進国であるだけに、①関税のない品目が多く、②関税率が比較的低いなど、全体として相当に自由化が進んでおり、相手国からみると、わが国とのF T A締結による追加的なメリットはさほど大きくないと考えられる。例えば、韓国と比較すると、わが国の関税のない品目の割合が農産品で 35.1%、非農産品で 56.5%であるのに対し、韓国の関税のない品目の割合は農産品で 6.2%、非農産品で 17.3%に過ぎない。さらに、関税率の分布をみると、わが国の分布は比較的低い関税率で厚いなど、交渉の際ののりしろは広くないといえよう（図表 3）。このため、農産品などセンシティブな品目や非関税分野での見直しを迫られる可能性が高く、目標達成のハードルは高いとみられる。

こうしたなか、経済連携強化を推進するにあたっては、以下の点がポイントとなる。

（図表 3）MFN 関税率分布の日韓比較



(注) タリフラインの総数に対する割合
(資料) WTO資料

(1) 農産品での攻めの発想

これまでわが国が締結してきた経済連携協定をみると、農産品を中心に高関税品目や例外品目等が多く残されている。しかしながら、今後、一段の経済連携強化を目指すには、既存の高い関税率や例外品目等を堅持するといった守りの発想を転換し、現在のわが国農業が直面している環境の激変や求められる農業改革¹を踏まえた柔軟な対応が求められよう。近年、経済連携強化に併せて農業改革の必要性が指摘されているが、本来、農業改革は農

¹ 農業改革の方向性については、「政策観測 No. 43 《新しい成長戦略シリーズ②》農業の成長産業化に向けて」をご参照ください。

業自身の再生や新たな成長産業としての飛躍に向けて待ったなしの課題であり、経済連携強化とは関係なく取り組まなければならない。それだけに、**経済連携強化を単に農業に対する脅威と捉えるのではなく、むしろ、農業の成長力強化に繋げるといった攻めの発想が求められる。**例えば、相手国の農産品関税の撤廃や引き下げ、動植物検疫の見直しを引き出すことで、わが国農産品輸出の拡大に繋げることなどが考えられる。

(2) 広域F T Aのメリット

T P Pや日中韓など**広域での経済連携では、グローバルに展開するわが国企業や相手国企業にとって、二国間F T Aにはないメリットが期待できる。**

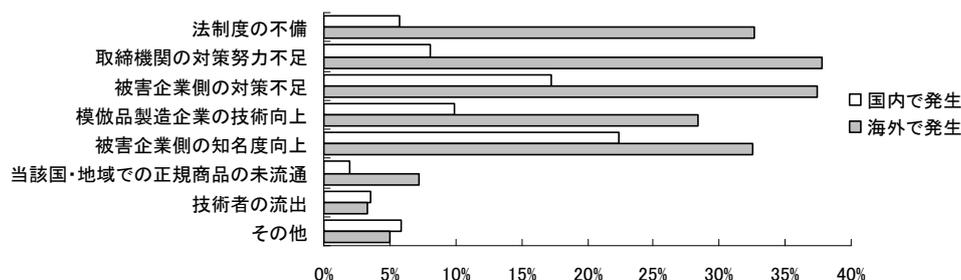
第1は、**グローバルサプライチェーンの選択肢の拡大**である。企業がF T A関税を利用する際、二国間F T Aの場合、自国産と相手国産の原材料だけで原産地規則を満たさなければならないが、広域F T Aの場合には、原産地規則を満たすことのできる調達先の範囲が拡大するため、F T A関税を利用しやすくなる。このことは、グローバル企業による原材料の調達先の選択肢の拡大にとどまらず、生産拠点や販売拠点の最適配置にも繋がる。

第2は、**原産地を管理する手間・コストの軽減**である。二国間F T Aの場合、F T A毎に原産地規則が異なることから、企業は原産地規則を満たしているか否かを貿易相手国ごとに確認する必要がある。広域F T Aによって多数の相手国に共通する統一的な原産地規則が採用されれば、こうした手間が軽減される可能性がある。

(3) 非関税分野の高いレベルでの調和

F T Aでは、関税や原産地規則以外の分野での制度等の調和も議論される。その際、新興国における知的財産保護や環境保全、労働環境などに関する制度や取り組み等を、わが国をはじめとする先進国の高いレベルに合わせるよう積極的に働きかけることが重要となる。新興国では、こうした分野での取り組みが先進国に比べて遅れがちであり、このことが技術の流出や模倣品の氾濫、低い環境保全コストや低い労働コストなどとなって、わが国製品の競争力にマイナスの影響を与えている面は否めない。例えば、知的財産保護に関して、模倣被害の発生要因を発生場所別（国内、海外）にみると、海外で発生した場合の要因では、「法制度の不備」や「取締機関の対策努力不足」が国内で発生した場合よりも相当程度多くなっており、相手国政府の知的財産保護に関する取り組みの遅れが、わが国企業の収益機会を奪っている可能性が示唆される（図表4）。

(図表4) 模倣被害の発生要因（国内・海外別）



(注) 2010年度。アンケート調査。複数回答。
 (資料) 特許庁「模倣被害調査報告書」より作成。

さらに、今後を展望すると、新興国の経済発展に伴って、新興国内において環境破壊や労働者の待遇改善などの問題が深刻化し、それに伴ってコスト上昇圧力も高まると考えられる。そうした新興国とのF T A締結によって、環境基準や労働基準の国際水準の履行、輸出や投資誘致の促進のための基準緩和の禁止を求めるなど、**非関税分野における各国の取り組みレベルを引き上げることは、新興国におけるコストの適正化など通じて、わが国製品の競争力の向上に資すると考えられる。**

今後、人口減少などわが国の国内市場への縮小圧力は強まる一方であり、海外市場開拓の重要性が一段と増す。二国間F T AやT P P・日中韓など広域での経済連携を積極的に推進することで、わが国企業が海外市場で高い収益を上げられる環境づくりが急がれる。

以 上

◆本資料に関するご照会は、下記あてお願いいたします。

調査部	蜂屋 勝弘	(Tel : 03-6833-1449)
	山田 久	(Tel : 03-6833-0930)
	小方 尚子	(Tel : 03-6833-0478)
	立岡 健二郎	(Tel : 03-6833-5343)